

平成28年度全国労働衛生週間について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で67回を迎えます。この間全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

宮城県における業務上疾病の被災者は長期的には減少し平成10年から15年までは年間120人前後で推移しましたが、その後増加傾向となっており、昨年は年間167人となりました。また、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は年々増加し、昨年は57.4%と高水準となり、職場での健康リスクは依然として存在しており、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっています。さらに、精神障害等による労災請求件数・認定件数は近年増加傾向で推移しており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みも依然として重要な課題となっています。

こうした状況の中、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっています。

このような観点から、本年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

[「平成28年度全国労働衛生週間実施要綱（宮城労働局版）」（PDF）](#)